

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 市街地整備課

許認可等の内容		土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可			
根拠法令等及び条項		土地区画整理法第76条第1項			
標準 処理 期間	根拠条項	内規			
	設定等年月日	平成29年 2月16日設定 平成 年 月 日最終変更			
	標準処理期間	10日			
審査 基準	根拠条項	栃木市土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可 申請に関する要綱第5条			
	参考事項				
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更			
	【 基 準 】				
	栃木市土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可申請に関する要綱 別表（第5条関係）				
		移転見込み	移転工事の時期	構造	許可、不許可の別
		なし			許可
		あり	2年以内		不許可
			2年超	54条適合	許可
				〃 不適合	不許可
	不明	5年以内	54条適合	許可	
			〃 不適合	不許可	
		5年超 (不明を含む。)	54条適合	許可	
		〃 不適合	不許可		
(注)					
1 この表において「移転見込み」とは、建築、物件等の工事、堆積後の移転見込み をいい、換地設計案の作成状況等により総合的に判断するものとする。					
2 この表において「移転工事の時期」とは、事業の施行により申請物件の移転工事 が必要となると施行者が見込む時期をいう。					
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条に規定する許可の基準					
(1) この表において「54条適合」とは、次のものをいう。					
ア 階数が2階以下で、かつ、地階を有しない。					
イ 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定め る主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他こ れらに類する構造であること（RC造は該当しないものであること。）。					

(2) この表において「54条不適合」とは、54条適合以外のものをいう。